

京都市告示第151号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成20年8月12日付けで認可した上梅ノ木町北部町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成24年3月9日付けで認可した槌屋町町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成12年4月19日付けで認可した万帖敷町自治会の代表者変更の届出、平成20年6月2日付けで認可した笹屋町一丁目町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月22日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
上梅ノ木町北部町内会	京都市北区紫竹上梅ノ木町18番地1	京都市北区小山上初音町20番地
槌屋町町内会	京都市中京区小川通二条上る槌屋町607番地の6	京都市中京区小川通夷川下る槌屋町607番地の21
笹屋町一丁目町内会	京都市上京区笹屋町通浄福寺東入笹屋町一丁目544番地	京都市上京区笹屋町通浄福寺東入笹屋町一丁目554番地

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
上梅ノ木町北部町内会	志野 克巳	梅尾 功
槌屋町町内会	佐野 仁	田中 嘉津男
万帖敷町自治会	田淵 敏文	井上 知子
笹屋町一丁目町内会	吉川 忠雄	橋爪 五十治

### 3 代表者の住所

	変更前	変更後
上梅ノ木町北部町内会	京都市北区紫竹上梅ノ木町18番地1	京都市北区小山上初音町20番地
槌屋町町内会	京都市中京区小川通二条上る槌屋町607番地の6	京都市中京区小川通夷川下る槌屋町607番地の21
万帖敷町自治会	京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町617番地の2	京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町532番地の1
笹屋町一丁目町内会	京都市上京区笹屋町通浄福寺東入笹屋町一丁目544番地	京都市上京区笹屋町通浄福寺東入笹屋町一丁目554番地

(文化市民局地域自治推進室)